

甲斐国農民にみられる家族形態の特質

荻原香代子

キーワード…家族形態 男子平均初婚年齢 女子寿命

はじめに

幕末及び明治初期の甲斐国の農民家族を対象として先に試みた、三世代家族形態とその要因である男子平均初婚年齢に関する分析⁽¹⁾において、この時期にみられる高い三世代家族比の要因として男子平均初婚年齢の低下があると推定した。そしてこのことは、出生率、平均寿命が一定の社会における三世代家族の決定要因は平均初婚年齢であるとする戸田学説⁽²⁾の妥当性を示すものとなった。

甲斐国における男子平均初婚年齢及び三世代家族等の家族形態の比率の、この幕末・明治初期の傾向は、近世の長期的な時間的変化の中に置く時に、初めて確かな意味付けがなされると考えられる。又江戸時代の農民はそれ以前とは異なる社会条件の下で、多くはそれ以前の従属的立場から独立を遂げた人々で

あり、したがって江戸初期はこの意味においてその後の農民慣行の形成に対して意味をもつ一時期であったと考えられる。したがって本稿は寛文六年（一六六六）以後幕末に至る約二〇〇年間の宗門人別改帳に依拠し、甲斐国の農民家族における直系家族形態とその要因について分析を行い、同時に中後期の家族に影響が及ぶと考えられる江戸初期の具体的な家族像を明らかにしたい。

一 史料の概要と分析方法

(一) 史料としての宗門人別改帳と男子平均初婚年齢の算出方法

本稿で史料として依拠する宗門人別改帳には、戸主及びその続柄の者が家族単位として記載されている。奉公人がいる場合、

それは戸主の家族単位の後に記されているのであるが、本稿では奉公人を除く戸主とその家族を一家族単位とする。又一六〇〇年代後半—一七〇〇年代前半の宗門人別改帳についてみると、こうした戸主の家族単位のもののはむしろ少なく、戸主の家族単位のあとに、血縁、非血縁の添屋、門屋等の従属的な家族単位が含まれるものが、通常多い。この時期の宗門人別改帳の詳細な記述によると、これらの添屋、門屋等の家族の戸主は独立した職業（御百姓、小商い等）をもっている。したがって添屋、門屋等は、戸主の家族単位とは別の家族と考えられる。本稿ではこの理由によりそれを一家族単位としている。

ところで宗門人別改帳の前文には「五歳以上」「当歳以上」等、それに載せられている村民の下限年齢が記されているが、本稿表3は上段にこの下限年齢を載せている。これは三世代家族の比率に影響を及ぼす可能性があると見える。しかしそれは表3の(1)期から(V)期にかけて進行する、三世代家族比の時間的変化の過程の中でみると、わずかなものにはすぎないと考えられる。

ところで表4に示す男子平均初婚年齢は、次の方法で近似値として算出している。各村の一期間の、現存する宗門人別改帳を年代順に並べると、一年以上の前後の年号間隔がある。この間隔が一年の場合は、後の宗門人別改帳の年齢を初婚年齢とする。同じく間隔が二〜三年の場合は、後の宗門人別改帳の年齢から一年を引き、同様に四年の場合は二年を引く（間隔が五年

以上の場合には、この間になされた婚姻の年齢は不明とする）。そしてこの様にして収集をした初婚年齢の総和を初婚者総数で除し、男子平均初婚年齢を近似値として求め、数え歳で示している。

甲斐国における男子平均初婚年齢の幕末及び明治初期の分析結果は『比較家族史研究』第一四号（比較家族史学会編、一九九九年）九六頁、表1に提示した。

(二) 「甲州文庫」史料

本稿表3・表5・表6は山梨県立博物館所蔵の「甲州文庫」に集められた宗門人別改帳（そのうち府中及び極めて少戸数のものや一部が欠落したものは除く）を主な史料としている。

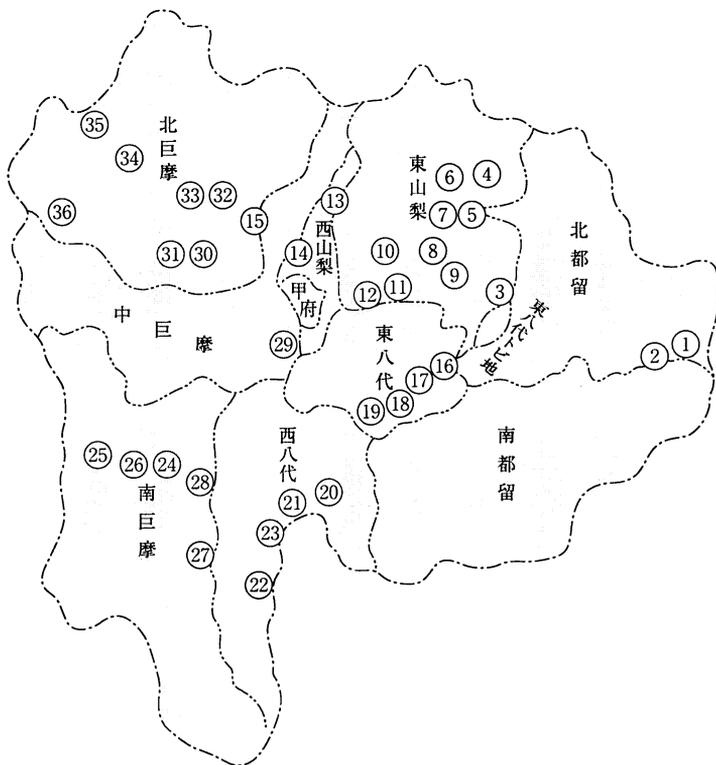
「甲州文庫」中の、ほぼ全村を分析対象とするが、同一村の、年代が近い数冊がある場合は、そのうちの一冊を抽出し、表の時期区分（(1)期〜(V)期）に対応する史料としている。その結果府中（甲府）及び南都留郡を除く甲斐国全域に分散した村々が分析対象となっている。村々の位置とその地域性の概要は表1に示している。

本稿は甲斐国全域に進行した時間的変化の模索を主題としている。したがってその過程に存在している地域差については直接触れてはいないものの、低い男子平均初婚年齢及びそれが影響を及ぼしていると考えられる高い三世代家族比を地域性とする南都留郡（及びそれと対照的な地域性である東山梨郡）につ

表1 対象村の位置と「甲斐国志」^(注)に基づく文化11年(1814)当時の概要

	村名	戸数	人口	1戸平均石高	地域区分			
①	四方津	100	489	2.0	a	郡内領		
②	藤崎	128	704	2.8				
③	初鹿野 (8カ村)	244	924	1.3	b	山梨郡 万力筋 栗原筋		
④	上萩原 (上下)	293	1017	2.6				
⑤	上粟生野	75	270	6.1				
⑥	福生里	27	96	1.7				
⑦	小屋敷	101	360	6.9				
⑧	三日市場	95	325	10.4				
⑨	赤尾	85	290	6.9				
⑩	市川	180	684	4.4				
⑪	桑戸	127	447	4.6				
⑫	国府	92	395	2.3				
⑬	上積翠寺	111	452	2.9			c	山梨郡北山筋
⑭	千塚	109	450	17.2				
⑮	上今井	87	335	1.9	d	巨摩郡北山筋		
⑯	狐新井	42	202	7.2	e	八代郡大石和筋		
⑰	土塚	57	182	6.3				
⑱	下野原	71	280	3.7	f	八代郡小石和筋		
⑲	小黒坂	40	133	9.6				
⑳	上野	182	721	4.0	g	八代郡西郡筋		
㉑	山家 (5カ村)	198	843	1.8				
㉒	鴨狩津向	52	234	1.8	h	八代郡東河内領		
㉓	落居 (5カ村)	200	888	1.6				
㉔	青柳	277	1412	2.6	i	巨摩郡西郡筋		
㉕	春米	85	414	8.0				
㉖	大窪	45	230	4.8				
㉗	鏡中条	213	1089	7.0				
㉘	西野	165	816	4.6				
㉙	成島	95	281	17.2				
㉚	駒井	150	694	8.2	k	巨摩郡逸見筋		
㉛	下円井	78	290	4.6				
㉜	上神取	59	223	6.2				
㉝	小笠原	125	512	5.6				
㉞	日野	87	383	2.9				
㉟	松向	58	239	3.0				
㊱	横手	104	358	3.8			l	巨摩郡武川筋

(注) 大日本地誌大系④「甲斐国志」第1巻 佐藤八郎校訂 雄山閣、1982年



地域区分	特 徴
a 郡内領	面積は広いが山地帯である。水田は少なく、蚕業を専らにしている。
b 山梨郡万力筋 // 栗原筋	地形、気候に恵まれて地味が肥え、米穀や多種の果実がよく実り、又養蚕が盛んであり「凡ソ国中（郡内領を除く甲斐国）第一ノ豪隲ナリ」としている。
c 山梨郡	中郡附近（千塚村）は平地の沃野であるが、巨摩郡附近（上今井村、上積翠寺村）は耕地が狭い。
d 巨摩郡	
e 八代郡大石和筋	bに同じ
f 八代郡小石和筋	eと同様に、土地が豊饒であり、養蚕が盛んである。
g 八代郡西都筋	平地であるが人口が多く、農業だけでは生計が立たず、商業が盛んである。
h 八代郡東河内領	山村であるが人口が多い。水田は少なく、焼畑農業を行う。
i 巨摩郡西都筋	gに同じ
j 巨摩郡中郡筋	釜無川、笛吹川に挟まれて水患が多いが、豊饒な平地で、稲と綿を多く産出する。
k 巨摩郡逸見筋	ハヶ岳の南に位置し、その出泉に恵まれて水田が多く、又馬を多く産出する。
l 巨摩郡武川筋	西に駒岳、鳳凰の諸山がそびえる山村であり、地形は多少kに似ているが、気候、地味等はそこには及ばない。

(3) いては先に分析結果を発表した。これを前提にすると表3における都留郡藤崎村の高い三世代家族比及び東山梨郡小屋敷村の低い三世代家族比は、両村の置かれている地域性を示すものと考えられる。

二 三世代家族比・「夫婦と父(十母)親を含む家族」 比・「夫婦と母親を含む家族」比

表2は直系家族形態の変化過程にみられる、三世代家族、及びその一部が三世代家族である「夫婦と父(十母)親を含む家族」、「夫婦と母親を含む家族」の比率を示しているが、これらの形態は直系家族の特質を端的に示すものである。

三世代家族形態についてみると、(藤崎村、小屋敷村などを除き)一六〇〇年代後半—一七〇〇年代前半の時期以後一八〇〇年代にかけて比率の上昇がみられる。一、に述べたように藤崎村(小屋敷村)の、全体として高い(低い)傾向は都留郡(東山梨郡)の地域性を示すものと考えられる。次に「夫婦と父(十母)親を含む家族比」についてみると、上野、西野、成島、日野、上萩原の各村には一六〇〇年代後半から一八〇〇年代にかけて上昇の傾向が明らかに認められる。又「夫婦と母親を含む家族」比をみると、これにも上野、上神取、成島、日野の各村に上昇があり同時に松向村、上萩原村にも幕末もしくは一七〇〇年代にその傾向がみられる。

右の、家族形態比の上昇傾向は同様にして表3においてもみられる。同表をみると三世代家族比は、一六〇〇年代後半の村々と同様にして一七〇〇年代前半の村々では極めて低い。しかし一七〇〇年代後半になると比率の高い村が現れてくるようになる。又一七〇〇年代後半の上限は藤崎村の三五%であるのに対し一八〇〇年代前半には四〇%台の村が目立つようになる。次に「夫婦と父(十母)親を含む家族」比をみると、一六〇〇年代後半から一七〇〇年代前半の村々は極めて低い。しかし一七〇〇年代後半以後この比率は上昇し、次第に高比率の村が増加している。又「夫婦と母親を含む家族」比についてみると一六〇〇年代後半から一七〇〇年代前半の村々では低いが一七〇〇年代後半には、それ以前に比べるとはるかに高い村が存在し、又一八〇〇年代前半の村ではさらにこの傾向が進む。

三 三世代家族比・「夫婦と父(十母)親を含む家族」 比と男子平均初婚年齢

直系家族の形態として高比率にみられる三世代家族等の、表2及び表3が示す推移は右にみられるとおりである。

ところで三世代家族比、「夫婦と父(十母)親を含む家族」比についてみると、男子平均初婚年齢が要因として挙げられると考えられる。これら二つの家族形態は、幕末、明治初期に増加するが、その増加の傾向と、要因としての男子平均婚姻年齢

表2 10ヵ村における家族形態比の推移 (%)

村名 年代	(都留郡) 藤崎				(山梨郡) 上萩原 (上切)				(山梨郡) 小国坂				
	宝暦12 (1762)	文化5 (1868)	天保5 (1834)	慶応2 (1866)	正徳1 (1711)	天明8 (1788)	文政2 (1819)	文久2 (1862)	寛延4 (1751)	安永9 (1780)	文化8 (1811)	天保7 (1836)	文久2 (1862)
①	35	45	32	45	3	19	25	27	28	21	17	23	19
②	23	30	25	30	9	13	17	25	13	9	18	10	23
③	20	25	18	23	6	12	10	12	17	19	13	6	15
戸数 (戸)	124	134	138	139	250全	166 ¹⁾	166 ²⁾	142 ³⁾	86	106	103	97	106
村名 年代	(八代郡) 小黒坂				(八代郡) 上野				(巨摩郡) 西野				
	寛延2 (1749)	文化15 (1818)	弘化5 (1848)	慶応2 (1866)	享保18 (1733)	明和2 (1765)	文化10 (1813)	慶応3 (1867)	安永2 (1773)	寛政13 (1801)	天保4 (1833)		
①	23	25	36	33	13	20	37	43	31	33	36		
②	14	23	19	19	11	8	19	26	7	10	21		
③	14	13	21	14	14	18	20	23	21	26	23		
戸数 (戸)	44	40	42	43	189	207	192	217	42	39	47		
村名 年代	(巨摩郡) 成島			(巨摩郡) 日野				(巨摩郡) 上神取		(巨摩郡) 松向			
	延宝3 (1675)	天保3 (1832)	寛文13 (1673)	享保8 (1723)	寛政8 (1791)	天保14 (1843)	明治2 (1869)	貞享4 (1687)	文化6 (1809)	天保12 (1841)	宝暦3 (1753)	文政2 (1819)	嘉永2 (1854)
①	2	30	2	0	25	21	32	10	31	41	24	28	32
②	6	13	2	7	15	16	21	10	9	11	12	17	12
③	0	13	0	1	16	10	18	2	20	30	17	10	25
戸数 (戸)	67	91	64	81	88	80	78	42	54	54	42	59	57

- ① 三世代
- ② 夫婦と父(＋母)親を含む家族
- ③ 夫婦と母親を含む家族

表 3 甲斐国における家族形態比の推移 (%)

各期の平均値 (I) (II) (III) (IV) (V)	村名 年代 下限年齢(注)	(I) 1651～1700										(II) 1701～1750					
		国府 寛文6 (1666)	春米 寛文9 (1669)	大窪 延宝9 (1681)	成島 天和3 (1683)	日野 寛文13 (1673)	小笠原 寛文10 (1670)	上神取 貞享4 (1687)	機手 元禄10 (1697)	初鹿野 正徳5 (1715)	赤尾 寛保1 (1741)	三日月場 宝永3 (1706)	桑戸 延享4 (1747)	日野 享保8 (1723)			
①	5 8 28 33 33	0	0	0	13	2	1	10	6	8	16	5	9	4			
②	7 9 15 20 18	0	0	9	7	2	6	10	10	15	14	9	1	1			
③	2 6 17 20 20	0	0	0	7	0	0	2	5	4	9	5	6	6			
④	15 11 12 14 18	3	32	9	12	6	14	10	18	14	10	16	6	6			
⑤	5 4 2 3 5	23	9	3	0.2	2	0	2	3	4	0	5	6	4			
⑥	32 35 27 23 29	10	9	34	31	52	35	48	30	33	28	34	41	44			
		戸数 (戸)	30	53	32	102	64	94	42	67	216	101	131	142	81		
		(III) 1751～1800															
	村名 年代 下限年齢	藤崎 宝暦12 (1762)	赤尾 宝暦13 (1763)	福生里 明和4 (1767)	狐新井 寛成8 (1796)	土塚 宝暦3 (1753)	西野(北) 天明7 (1787)	日野 寛政8 (1796)	松向 宝暦3 (1753)								
①	35	25	21	27	18	33	30	24									
②	23	6	10	23	8	10	18	12									
③	20	15	10	13	10	23	19	17									
④	31	5	7	4	0	10	7	5									
⑤	3	1	0	0	2	5	0	7									
⑥	18	26	21	21	10	28	49	39									
	戸数 (戸)	24	96	29	48	50	39	81									

- ① 三世代
- ② 夫婦と父(+母)親を含む家族
- ③ 夫婦と母親を含む家族
- ④ 夫婦と未婚キョウライを含む家族
- ⑤ 夫婦と既婚キョウライを含む家族
- ⑥ 夫婦と未婚子から成る家族

(注) 下限年齢は宗門人別改帳に記載されている村民の年齢の下限を示す。

に関して先に、少数村を対象として分析した。⁽⁴⁾ そしてこの分析結果は、平均初婚年齢が三世代家族比の規定要因であるとする戸田学説の正当性を、結果的に明らかにしたといえる。このように、幕末、明治初期の甲斐国において男子平均婚姻年齢の低下が、三世代家族の増加要因であることを前提とし、本稿の分析においても、男子平均初婚年齢が江戸初期以後幕末に至る甲斐国の三世代家族比の規定要因であると推定される。

表4に示すように男子平均初婚年齢は、一六〇〇年代後半から一七〇〇年代前半の国府、上神取両村では三一歳と高く又一七〇〇年代の小屋敷村、赤尾村、三日市場村でも約二九〜三〇歳と高い。しかし一八〇〇年代前後を境として低下傾向がみられるようになり、一八〇〇年代の天保年間以後の村々では約二四〜二六歳に低下している。以上のように本稿の分析結果では、甲斐国の男子平均初婚年齢は、一六〇〇年代後半から一八〇〇年代後半にかけて、村落間の差はあるとしても全体的な傾向として低下をしているといえる。⁽⁷⁾⁽⁸⁾

ところで先にみたように一六〇〇年代後半から一八〇〇年代後半に至る二〇〇年間に、初期には三世代家族比が最も低い一方で男子平均初婚年齢は最も高い。逆に三世代家族比の高い村が出現する一七〇〇年代後半に男子平均初婚年齢はやや低くなる。又三世代家族比が全体的に最も高くなる一八〇〇年代に、男子平均初婚年齢は、かなり低下をしている。又表3の一七〇〇年代にみられる西野村の、この時期としては高い三世代家族

表4 男子平均初婚年齢

	村名	男子平均初婚年齢 (歳)	年代	人数
(I) 1651~1700	国府村	30.9	寛文 10-元禄 15	25 人
	上神取村	30.9	延宝 5-享保 4	63 人
(II) 1701~1763	三日市場村	29.1	宝永 2-宝永 4	7 人
	赤尾村	29.8	寛保 1-宝暦 13	35 人
(III) 1751~1810	下円井村	27.9	天明 3-寛政 5	16 人
	上萩原村	28.3	天明 8-文化 7	52 人
	西野村北組	27.8	寛政 3-寛政 9	11 人
	小屋敷村	29.4	宝暦 1-寛政 2	87 人
(IV)(V) 1801~1869	上粟生野村	26.9	文化 1-文久 1	93 人
	上萩原村(上切)	26.2	嘉永 4-明治 2	62 人
	下円井村	26.1	天保 1-嘉永 6	36 人
	〃	24.1	安政 1-明治 2	44 人
	小屋敷村	25.6	文政 11-文久 2	38 人

(時期区分は、表3に準じる)

比は、約二六・七歳と、この時期としては低い男子平均初婚年齢を要因とするものと考えられる。又同表藤崎村の高い三代家族比は、に述べたように、男子平均初婚年齢が低い都留郡の地域性によるものと考えられる。このようにこれらの村々における三代家族比は、男子平均初婚年齢を要因としていると考えられる。

次に二、に述べたように三代家族比と同様にして「夫婦と父（十母）親を含む家族」比も、一六〇〇年代後半〜一八〇〇年代後半の二〇〇年間に漸次的に上昇をしているのであるが、この上昇比についても、男子平均初婚年齢が要因になっていると考えられる。⁽⁹⁾近世末六〇年間における山梨郡山崎村を対象とする小山隆の分析によると「無配偶子女を含む世帯」のうち、最も多い二六％は跡継ぎの婚姻によって「有配偶子女を含む世帯」へと形態変化をしている。そして「有配偶子女を含む世帯」は孫の誕生によって三代家族になるのであるが、「有配偶子女を含む世帯」の大多数は、宗門人別改帳の記載としては「夫婦十父（十母）親を含む家族」であるといえる。又山梨郡上萩原村・上粟生野村・小屋敷村の一七〇〇年代後半―一八〇〇年代後半の、一家族ごとの変動を辿ることの結果によっても「夫婦と父（十母）親を含む家族」の六四〜七四％は「夫婦と未婚子から成る家族」から、跡継ぎの婚姻によって形態変化をしている。したがって跡継ぎの男子の平均初婚年齢が高い一六〇〇年代後半―一七〇〇年代前半には「夫婦と父（十母）親を

含む家族」比は低く、男子平均初婚年齢の低下と共にその比率は高くなるものと考えられる。

四 「夫婦と母親を含む家族」比と女子の寿命

ところでここで、夫と妻の年齢差についてみると以下のようになる。表5は、表3掲載の村々の夫妻の年齢差を示している。それによると一六〇〇年代後半〜一八〇〇年代後半の夫妻の年齢差は漸次的に縮少している。これは男子平均初婚年齢の低下を要因とするものであると推定される。同時にそれに伴い、一八〇〇年代には夫より年上の妻が増加する傾向も著しくなっている。一七〇〇年代前半までは平均九―一〇歳⁽¹⁰⁾である夫妻の年齢差は、一八〇〇年代には六―七歳になっている。

二、に述べたように「夫婦と母親を含む家族」比は、一六〇〇年代後半〜一八〇〇年代後半に上昇傾向を示している。この形態は父親が既に亡く、母親のみが既婚子と共に家族を成しているものであるが、その前提には夫が妻よりも年上であるという一般的な慣習があるといえる。そして夫妻の年齢差は右にみるように一六〇〇年代後半―一七〇〇年代前半に最も大きい。しかしこの時期に「夫婦と母親を含む家族」比は最も低く一〇％未満である。同時に夫妻の年齢差が縮少する一八〇〇年代に「夫婦と母親を含む家族」は、それ以前にはみられない高比率になっている。このことは、夫妻の年齢差そして同時に男子平

表5 夫妻平均年齢差

			平均年齢差(歳)	夫妻組数	妻が年上の組数
(I)1651~1700 (平均8.9)	国府村	寛文6	9.0	24	0
	春米村	寛文9	10.3	46	0
	大窪村	延宝9	7.7	24	0
	成島村	天和3	9.4	67	0
	日野村	寛文13	6.7	55	0
	小笠原村	寛文10	7.8	85	0
	上神取村	貞享4	9.0	39	0
	横手村	元禄10	8.7	63	1
(II)1701~1750 (平均10.3)	初鹿野村	正徳5	10.6	184	3
	赤尾村	寛保1	9.9	77	3
	三日市場村	宝永3	10.6	58	1
	桑戸村	延享4	9.7	92	4
	日野村	享保8	10.1	64	1
(III)1751~1800 (平均7.6)	藤崎村	宝暦12	6.8	106	6
	赤尾村	宝暦13	8.6	58	1
	福生里村	明和4	7.1	15	0
	狐新井村	寛政8	9.5	31	4
	土塚村	宝暦3	9.7	31	1
	西野村北組	天明7	7.8	29	2
	日野村	寛政8	7.5	73	2
	松向村	宝暦3	9.8	38	0
(IV)1801~1850 (平均6.2)	四方津村	嘉永2	4.5	164	4
	藤崎村	文化5	6.9	114	10
	市川村	嘉永1	7.1	125	7
	上積翠寺村	天保14	5.3	61	19
	千塚村	文化1	7.6	40	3
	上今井村	天保14	5.8	122	3
	狐新井村	文政11	8.0	29	2
	小黒坂村	嘉永1	6.3	42	5
	山家村	天保10	5.9	89	7
	鴨狩津向村	天保2	7.0	51	1
	落居村	天保10	5.2	41	8
	春米村	天保13	6.2	93	8
	成島村	天保4	6.1	58	2
	上神取村	天保10	7.4	40	2
松向村	寛政12	8.4	51	2	
(V)1851~1868 (平均6.0)	上今井村	嘉永6	6.1	102	7
	小黒坂村	慶応4	5.1	42	9
	下野原村	慶応4	6.2	61	16
	青柳村(東)	嘉永4	6.1	108	12
	青柳村(西)	嘉永4	8.6	104	15
	鏡中条村	慶応1	5.7	270	27
	駒井村	慶応4	6.2	63	3
松向村	嘉永7	7.9	42	4	

表6 11歳以上に占める61歳以上の人口比(%)

(I)1651~1700 平均 男 10.9 女 8.0	村名	国府	春米	大窪	成島	日野	小笠原	上神取	横手
	年代	寛文6 (1666)	寛文9 (1669)	延宝9 (1681)	天和3 (1683)	寛文13 (1673)	寛文10 (1670)	貞享4 (1687)	元禄10 (1697)
	男 女	4 0	6 2	12 8	8 3	16 9	8 4	9 13	14 14
(II)1701~1750 平均 男 14.4 女 11.4	村名	初鹿野	赤尾	三日市場	桑戸	日野			
	年代	正徳5 (1715)	寛保1 (1741)	宝永3 (1706)	延享4 (1747)	享保8 (1723)			
	男 女	14 10	20 22	19 10	8 11	17 2			
(III)1751~1800 平均 男 14.1 女 15.0	村名	藤崎	赤尾	福生里	狐新井	土塚	西野(北)	日野	松向
	年代	宝暦12 (1762)	宝暦13 (1763)	明和4 (1767)	寛政8 (1796)	宝暦3 (1753)	天明7 (1787)	寛政8 (1796)	宝暦3 (1753)
	男 女	12 12	20 22	23 18	19 25	20 17	8 14	12 13	11 13
(IV)1801~1850 平均 男 11.4 女 15.0	村名	四方津	藤崎	市川	上積翠寺	千塚	上今井	狐新井	小黒坂
	年代	嘉永2 (1849)	文化5 (1808)	嘉永1 (1848)	天保14 (1843)	文化1 (1804)	天保14 (1843)	文政11 (1828)	嘉永1 (1848)
	男 女	9 13	13 20	10 16	8 12	9 16	7 14	9 21	8 15
	村名	山家	鴨狩津向	落居	春米	成島	上神坂	松向	
	年代	天保10 (1839)	天保2 (1831)	天保10 (1839)	天保13 (1842)	天保4 (1833)	天保10 (1839)	寛政12 (1800)	
	男 女	10 17	11 11	8 9	13 14	7 14	11 19	13 12	
(V)1851~1868 平均 男 9.0 女 12.0	村名	上今井	小黒坂	下野原	青柳(東)	青柳(西)	鏡中条	駒井	松向
	年代	嘉永6 (1853)	慶応4 (1868)	慶応4 (1868)	嘉永4 (1851)	嘉永4 (1851)	慶応1 (1865)	慶応4 (1868)	嘉永7 (1854)
	男 女	8 14	14 22	12 12	17 14	11 11	7 10	9 15	11 18

均初婚年齢は「夫婦と母親を含む家族」比の直接的な要因ではないことを示すといえる。

男子平均初婚年齢と並び、甲斐国の農民家族の形態比の要因とされるものは、平均寿命であると推定される。表6は表3掲載の村々を対象とする一六〇〇年代後半〜一八〇〇年代後半の、一歳以上に占める六一歳以上の男女の比率を示している。村落間の差が目立つものの、同表の数値は、時間的変化の全体的な傾向を示している。女子の六一歳以上の人口比は、一六〇〇年代後半→一七〇〇年代前半→一七〇〇年代後半→一八〇〇年代と漸次的に上昇をしている。一方男子には、有意な変化はみられない。

六一歳以上の女子は必ずしもすべてが「夫婦と母親を含む家族」の構成員であるとは限らないが、右にみる六一歳以上の女子の比率の上昇は表3における「夫婦と母親を含む家族」比の漸次的な上昇傾向の背景になっていることは否定できないと考えられる。

五 江戸初期の上神取村、国府村にみられる家族慣行

右にみるように一六〇〇年代後半から一七〇〇年代前半にかけての時期には、男子平均初婚年齢が高く又その結果三世代家族比、「夫婦と父（+母）親を含む家族」の比率が低い。そして女子の六一歳以上の人口が少ないことを背景として「夫婦と母親を含む家族」比が低い傾向がある。こうした条件下にある、具体的な家族像について以下にみる。

ところでこの時期を含む近世初期の一〇〇年間に日本人口は大きく増加したが、それは新田開発、市場経済の発展、それまでに外国から流入した文明の摂取等によるものであった。¹²⁾そして一六〇〇年代後半の江戸時代の農村体制は、それ以前とは異なるものであり、この時期に形成された本百姓の多くはそれ以前、名主下に零細的に従属した人々が、この時期に初めて独立農民となったものだった。そしてそれ以前にはすべてが家族を形成した訳ではなく、中世以前の妻訪婚も行われていた。¹³⁾又一六〇〇年代後半—一七〇〇年代前半の本稿の史料には一、に述

べたように、本百姓である戸主に従属する添屋、門屋、抱え等の家族が多い。これらの従属的な家族は戸主がそれぞれ職業をもち、経済的に独立をしているので、家族自体とすれば独立した一族であるといえる。

速水融によると、一六〇〇年代後半の信濃国諏訪郡には、直系家族、核家族と共にかんりの数の合同家族が存在していたがこの合同家族は約五〇年間に直系家族、核家族へと分解している。即ち速水氏は、添屋、「抱え」等を含むこの時期の家族を、村落構造とは異なる家族構造の視角から「合同家族」とし、添屋、「抱え」等を独立した一族としている。¹⁴⁾又大石慎三郎は信濃国の新田地帯にこの時期に多くみられた「抱え」について、家族としては独立したものと考えている。¹⁵⁾

ところで各村の横断的分析結果である表3において「夫婦と未婚子から成る家族」にみられる、この時期の高い比率は、当時の農村社会の性格を反映しているものと考えられる。同時に左にみるように、この時期の各家族の変化を辿ってみると、「夫婦と父（+母）親を含む家族」も少ないとは必ずしもいえない。

巨摩郡上神取村の寛文六年（一六六六）—享保八年（一七二二）の五七年間及び山梨郡国府村の寛文六年（一六六六）—元禄十五年（一七〇二）の三六年間の家族変化を通して、この時期の家族の特徴を以下のようにみることができるとする。

上神取村の四〇家族は、一三家族を除き、五七年間を連続的

表7 上神取村・国府村における1600年代後半-1700年代前半の家族

▲=戸主 □=男子出生順 ()=年齢

A 上神取村

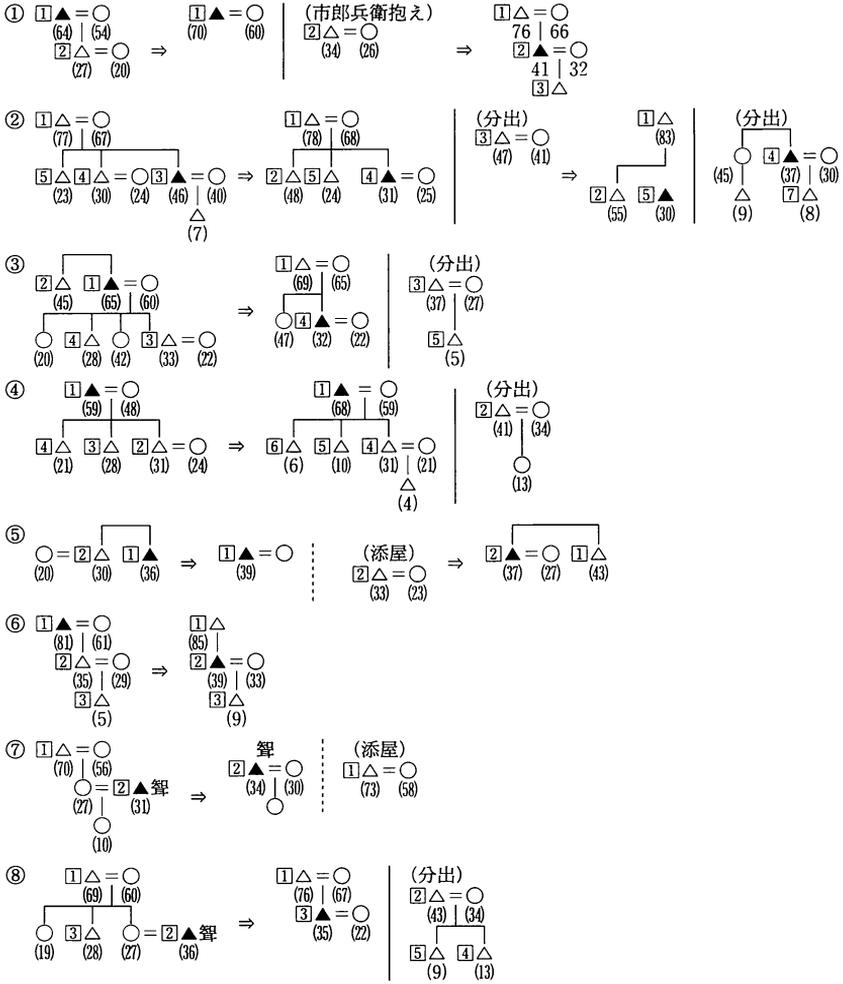
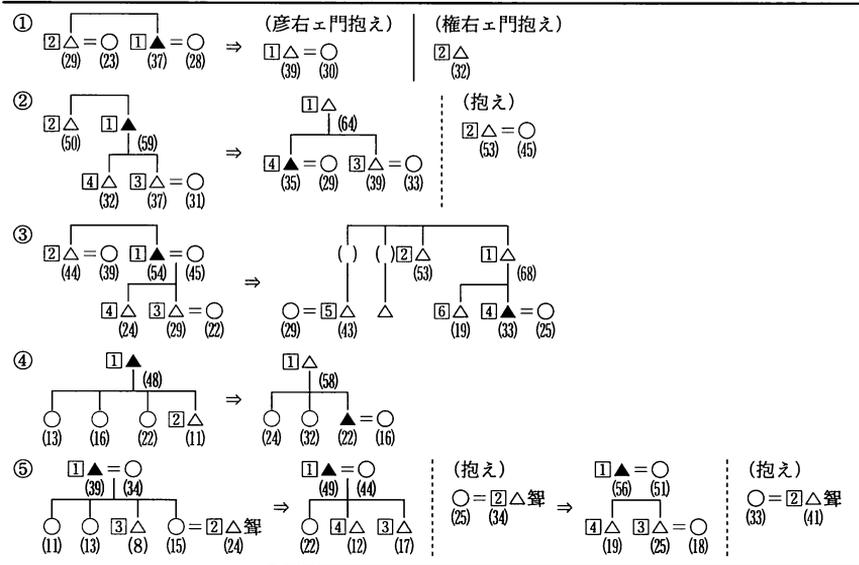


表7 (つづき)

B 国府村



に辿ることが出来る。この間に消滅した一三家族については、五大家族が一人暮らしの家族で、八大家族は家族として宗門人別改帳に載らなくなっているのであるが、その多くは奉公人として他出したものと考えられる。この時期を含む江戸時代の農村に奉公人は求められる存在だった。表7—A①をみると、息子夫婦は一時的に他家の「抱え」になっているが、数年後には実家に戻っている。又同表B①の国府村をみても、戸主夫婦と弟はそれぞれ別の家の「抱え」になっている。

表2及び表3の、各村の横断的分析においては、一六〇〇年代後半—一七〇〇年代前半の三世代家族比、「夫婦と父(十母)親を含む家族」比は極めて低く、逆に「夫婦と未婚子から成る家族」比は全体的な高比率が示されていた。この限りでは、この時期の家族としては、核家族形態が最も一般的であるという推測が成立する。しかし上神取、国府の両村の家族変化を辿ることにより、親と既婚子が同居をする慣行も又明らかにし得る。上神取村の五七年間に「夫婦と父(十母)親を含む家族」は二五例ある。そして跡取りとして父親と同居をする男子の出生順は近世後期とは異なり、父親は年下の男子と同居をし、したがって長男以外の男子が跡継ぎになる慣行がみられる。即ち上神取村の七家族の父親は、年上の既婚子の独立後、年下の既婚子又は未婚子と同居をし(表7—A②・A③・A④)又国府村においても、長男相続がある一方で次三男が戸主になって父親と同居をしている(表7—B②・B③)。又一人息子は、結婚後

表8 寛文6年(1666)巨摩郡日野村の家屋面積

	本家(かやぶき)			添屋(かやぶき)			蔵屋(かやぶき)			雪隠	
	横(間)×縦(間)	坪		横(間)×縦(間)	坪		横(間)×縦(間)	坪		横(尺)×縦(尺)	
1	7 × 4	28								3 × 3	
2	5 × 3	15								3 × 3	
3	7 × 4	28								5 × 3	
4	7 × 4	28		4 × 3	12					6 × 5	
5	6 × 4	24								5 × 3	
6	4 × 2	8									
7	7 × 4	28		4 × 2	8		2 × 2	4		7 × 6	
8	6 × 4	24								3 × 3	
9	7 × 4	28		8 × 3	24					1間 × 5	
10	7 × 4	28								5 × 3	
11	5 × 3	15								4 × 3	
12	5 × 3	15								3 × 3	
13	5 × 3	15		3 × 2	6					4 × 3	
14	5 × 3	15								3 × 3	
15	6 × 3	18								3 × 3	
16	8 × 4	32		5 × 3	15						
17	8 × 4	32					3 × 2	6		2間 × 1間	
18	6 × 3	18								6 × 3	
19	8 × 4	32					3 × 2	6		1.5間 × 1間	
20	5 × 3	15								3 × 3	
21	6 × 3	18								3 × 3	
22	6 × 4	24		3 × 2	6					1間 × 4	
23	6 × 4	24								5 × 4	
24	5 × 3	15								3 × 3	
25	5 × 3	15								3 × 3	
26	7 × 4	28		4 × 3	12					5 × 4	
27	5 × 3	15								3 × 3	
28	5 × 3	15								3 × 3	
29	5 × 3	15		3 × 2	6					4 × 3	
30	7 × 4	28		3 × 2	6					5 × 4	
31	3 × 2	6									

も父親と同居をしている(表7—A⑥・B④)。このように、男子が父親と同居をして跡継ぎになっている一方で、男子がいないか幼少の場合には智養子縁組が行われる。しかしその場合、智養子と養親の同居は通例ではないと考えられる。表7—A⑦の養父は隠居をして添屋へ移り又表7—A⑧の養子夫婦は別居をし、代わって実子が跡継ぎになっている。表7—B⑤では、養父の「抱え」となった智養子及びその妻に代わり、既婚男子が父親と同居をしている。ところで表3においても示されているので

あるが、未婚の兄弟の同居が少なくなり、又既婚兄弟の同居もみられる。上神取村をみると、七人の未婚・既婚の兄弟は添屋に住む。そして表7—A⑤に示されるように、母屋と添屋の住み分けには柔軟性のあることが窺われる。

この時期の家族の在り方は、江戸初期の農村社会を背景とするものであると同時に、一部はその後の家族慣行へと引き継がれるものとなつていゝと考えられる。右にみるように父親と既婚子の同居慣行が少なくない。同時に父親は戸主の地位を跡継ぎに譲つて隠居をする慣行があり、隠居は年齢的に早い時期からも行われている。この、隠居慣行も中後期に一般的にみられる。又上神取村には父親の襲名が三例あるが、これも中後期の先駆けと考えられる。

ところで一六〇〇年代後半の住居の広さを巨摩郡日野村(表8)にみると、本家三一、添屋九、蔵屋三を含む一軒平均は二四・一坪である。又信濃国に同時期をみると、⁽¹⁷⁾承応三年の原村では平均三四・一坪、寛永二二年の下波田村では平均二二坪、寛永二二年の下伊奈之内小河村では平均二七・六坪である。これらは平均値であり、村落内での広狭差があるにしても、三世代家族の居住に必ずしも狭すぎるとは考えられず、むしろこうした住居は当時において、既に既婚子とその親が同居することが可能な造りであると推測される。

まとめ

本稿では一六〇〇年代後半から幕末に至る二〇〇年間の甲斐国の農民家族を対象に、三世代家族比及びその一部が三世代家族であり、三世代家族との関連性が最も深い「夫婦と父(十母)親を含む家族」、「夫婦と母親を含む家族」の比率の時間的推移と共に、その要因の分析を試みた。この二〇〇年間の村々においては、三世代家族比・「夫婦と父(十母)親を含む家族」比の漸次的な上昇傾向があるが、それには男子平均初婚年齢が要因になつていゝと考えられる。又「夫婦と母親を含む家族」比も上昇するが、これは女子寿命の伸びを要因とするものと推定される。これらは、平均初婚年齢、平均寿命を、三世代家族比の規定要因として示した戸田学説の正当性を立証する意味をもつといえる。

又本稿では三世代家族及びそれに関連した右の家族形態比に、低い特徴をもつ一六〇〇年代後半前後の家族の具体的な姿を模索した。江戸初期であるこの時期の農村体制は、中後期とは異なり、したがって家族もこの時期の特質を示すものといえる。高い男子平均初婚年齢もその一つであると仮定される。高い男子平均初婚年齢と共に、年下の男子が跡継ぎになる慣行は、低い三世代家族比の要因になつていゝといえる。とはいへ中後期と同様に、この時期においても父親と既婚子の同居、もしくは

一子が跡継ぎとなる家族慣行が存在している。

注

- (1) 「明治維新前後の甲斐国にみられる直系家族慣行」(比較家族史学会編『比較家族史研究』第一四号弘文堂、一九九九年)。
- (2) 戸田貞三『家族構成』弘文堂、一九五三年。
- (3) 「宗門人別改帳にみられる甲斐国の直系家族慣行」(比較家族史学会編『比較家族史研究』第一六号弘文堂、二〇〇一年)。
- (4) 前掲「明治維新前後の甲斐国にみられる直系家族慣行」。
- (5) 前掲『家族構成』。
- (6) 再婚も含む女子の平均婚姻年齢は、江戸初期から幕末にかけて約二〇—二三歳である。
- (7) 速水融『近世農村の歴史人口学的研究』(東洋経済新報社、一九七三年)一二四頁、によると、信濃国諏訪郡の男子平均初婚年齢は一七二〇年代の二九・七歳から一八五〇年代の二七・二歳へと漸次的に低下をしている。
- (8) 「近世農民の世帯と個人の動態的な理解のために」(利谷信義、鎌田浩、平松紘編『戸籍と身分登録』早稲田大学出版部、一九九六年)一〇二頁、によると、美濃国飯沼村の江戸初期から一八〇〇年には、遅い時代の初婚年齢の方が若い。
- (9) 小山隆「家族形態の周期的変化」(喜多野清一、岡田謙編『家』—その構造分析)創文社、一九五九年)七三頁、第二表、家族形態の移行経路。
- (10) 明治一二年一月三十一日の統計院調査による『甲斐国現在人別調』によると、同年の甲斐国(全)の夫妻の平均年齢差は四・三五歳である。この小差は、明治初期に低い男子平均婚姻年齢(山梨県編『山梨県統計書』による明治一六年の山梨県の男子平均婚姻年齢(再婚を含む)は二六・四歳である)の影響によるものと考えられる。そして幕末及び明治初期の男子平均婚姻年齢に低い傾向がある南都留郡、西八代郡の夫妻の年齢差はそれぞれ三・六八歳、三・七五歳と小さい。これから男子平均婚姻年齢の高低が夫妻の年齢差に及ぼす影響は大きいと考えられる。
- (11) 前掲『近世農村の歴史人口学的研究』一一一頁、第四—二表によると、諏訪郡における女子の六一歳以上の人口比は、一六〇〇年代の六・八%から一八〇〇年代前半の一四・六%へと漸次的に上昇をしている。
- (12) 鬼頭宏「人口史における近世」(速水融、鬼頭宏、友部謙一編『歴史人口学のプロンティア』東洋経済

新報社、二〇〇一年。

- (13) 大石慎三郎『近世村落の構造と家制度』（御茶の水書房、一九七六年）二〇一〜二二〇頁。

- (14) 速水融は同時に、徳川時代以後の日本の農村の基本性格となった「小農社会」は、この時期に起源を有しているとしている。速水融「歴史人口学と家族史の交差」（速水融、鬼頭宏、友部謙一編『歴史人口学のプロンティア』東洋経済新報社、二〇〇一年）二六〜二七頁。

- (15) 前掲『近世村落の構造と家制度』一二四頁において大石慎三郎は、江戸初期の信濃国の新田地域に多くみられる「抱え」について、家族としては独立したものと考えている。又同書一〇五頁―一行目―一〇六頁一行目で大石慎三郎は、近世封建社会は、原來的には直接的生産者を経済的、身分的に独立させる社会であるとしている。

- (16) 前掲「宗門人別改帳にみられる甲斐国の直系家族慣行」において、江戸時代の甲斐国農民にみられる隠居慣行について分析を試みた。

- (17) 前掲『近世村落の構造と家制度』。

（家族関係学）